

障がい者福祉

◆ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体に障がいのある方、知的障がいのある方、精神に障がいのある方の福祉を増進する各種の福祉措置が講じられています。

・ 身体障害者手帳・・・民生課

対象者・・・次の障がい、程度により1級～6級に区分されます。
視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声・言語・そしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部障がい等

福祉制度・・・自立支援医療（更生医療）の給付、補装具の交付・修理・貸与、障害者医療費の支給、各種手当の給付、各種税の減免、交通料金の割引など

交付機関・・・中央児童・障害者相談センター

・ 療育手帳・・・民生課

対象者・・・知的障がいの方で、その障がいの程度によりA（重度）、B（中度）、C（軽度）に区分されます。

福祉制度・・・障害者医療費の支給、各種手当の給付、各種税の減免、交通料金の割引など

交付機関・・・海部児童・障害者相談センター（18歳未満）
中央児童・障害者相談センター（18歳以上）

・ 精神障害者保健福祉手帳・・・民生課

対象者・・・精神障がいのため長期に日常生活又は社会生活に制約のある方で、程度により1級～3級に区分されます。

福祉制度・・・医療費の自己負担分の助成、各種手当の給付、各種税の減免、交通料金の割引など

交付機関・・・愛知県



◆ 大治町心身障害者扶助料の支給・・・民生課

生活の安定を図るため、身体障害者手帳 1 級～6 級、知能指数 75 以下、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の方に扶助料が支給されています。

<扶助料>

身体 1 級または身体 2 級かつ、IQ35 以下または精神 1 級	月額 7,500 円
身体 1 級もしくは身体 2 級、IQ35 以下または精神 1 級	月額 4,500 円
身体 3 級、IQ36 以上 50 以下または精神 2 級	月額 3,500 円
身体 4 級	月額 3,000 円
身体 5 級もしくは身体 6 級、IQ51 以上 75 以下または精神 3 級	月額 2,000 円

◆ 障害者医療費支給制度・・・保険医療課

対象者・・・① 身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する方

- ・ 1～3 級
 - ・ 腎臓機能障がい 4 級
 - ・ 進行性筋萎縮症 4～6 級
- ② 知的障がい者 IQ50 以下
- ③ 自閉症状群と診断された方

助成内容・・・医療保険の自己負担相当額が支給されます。

◆ 精神障害者医療費支給制度・・・保険医療課

精神障がい者の保健の向上を図るため、精神障がい者の医療費の支給が実施されています。

対象者・・・精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級（精神的な病気治療の通院は併せて自立支援医療受給者証）所持者

助成内容・・・1・2 級手帳保持者はすべての病気治療に係る医療保険の自己負担相当額が、3 級手帳所持者は精神的な病気治療に係る医療保険の自己負担相当額が支給されます。

◆ 特別児童扶養手当の支給・・・民生課

身体又は知的、精神に中度・重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。

<支給額>

- ・ 重度（1級） 1人月額 56,800円 身体障害者手帳1・2級程度療育手帳A程度（IQ35以下）
- ・ 中度（2級） 1人月額 37,830円 身体障害者手帳3・4級程度療育手帳B程度（IQ50以下）

◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等の支給

・・・民生課

心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者（児）に手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

<支給額>

- ・ 特別障害者手当・・・20歳以上の重度心身障がい者
 - A種（身障1～2級かつIQ35以下） 月額 36,440円
 - B種（身障1～2級又はIQ35以下） //
 - C種（それ以外） //
- ・ 障害児福祉手当・・・20歳未満の重度心身障がい児
 - A種（身障1～2級かつIQ35以下） 月額 23,000円
 - B種（身障1～2級又はIQ35以下） //
 - C種（それ以外） //
- ・ 経過的福祉手当・・・20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない方
 - A種（身障1～2級かつIQ35以下） 月額 23,000円
 - B種（身障1～2級又はIQ35以下） //
 - C種（それ以外） //

◆ 在宅重度障害者手当の支給・・・民生課

在宅の重度の障がい者で下記の 1 種、又は 2 種重度障がい者に該当する方に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者及び 3 ヶ月以上入院している方は除かれます。所得制限があります。

- ・ 1 種（身障 1 ～ 2 級かつ IQ35 以下） 月額 15,500 円
- ・ 2 種（身障 1 ～ 2 級又は IQ35 以下又は身障 3 級かつ IQ50 以下）
（65 歳以上で新たに障がい者となられた方は除かれます。）
月額 6,750 円

◆ 在宅重度身体障害者訪問診査・・・民生課

歩行困難のため医療機関等への受診が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、医師等を派遣し、障がい認定のための審査（全身状態の所見及び障がい局所の診断）及び更生相談等が行われています。

◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業・・・民生課

軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援します。

（助成額 基準額または購入費等に要した費用のいずれか低い額の3分の2）

＜対象者＞

次のいずれにも該当する児童。

- ・ 町内に住所を有する18歳未満の者
- ・ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象外である者
- ・ 指定医により補聴器の装用が必要であると判断されている者
- ・ 他で補聴器購入費等助成を受けていない者

◆ 親子通園療育「かがやき園」・・・社会福祉協議会

町内にお住まいで、心身の発達がゆっくりな満1歳から小学校就学前までのお子さんが対象で、親子で通園します。

遊びを中心とした楽しい活動を通して、お子さんとお母さんとの関係や周りの人たちとの関係をよりよく築いていけるように援助されます。

対 象 人 員・・・ 親子15組程度

開 園 日・・・ 月・火・金（祝日を除く。）

午前9時30分から午後0時30分まで

場 所・・・ 総合福祉センター3階

利 用 料・・・ 月 額 1,000 円

申 込 み・・・ 希望される方は、事前に見学・申請書の提出が必要です。

* 協力関係機関

海部児童・障害者相談センター、海部福祉事務所、青い鳥医療療育センターなど



◆ 障害者相談支援事業・・・民生課

障がい者若しくは、障がい児の福祉に関する各搬の問題につき、当事者やその関係者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等、必要な援助を行います。

- 「おおはる」指定障害相談支援事業所(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者)〈大治町社会福祉協議会内〉

大治町大字砂子字西河原18

電話 052-433-2343 FAX 052-442-0882

相談時間 月・火・水・木・金(土日祝日除く)
8:30~17:15

- 青い鳥医療療育センター(障がい児)

名古屋市西区中小田井5-89

電話 052-501-4079 FAX052-501-4085

相談時間 月・火・水・木・金(土日祝日除く)
9:00~17:00

- 障害児相談支援 育つ力(障がい児)

大治町大字北間島字屋敷140番地1

電話 052-441-1500 FAX052-441-1501

相談時間 月・火・水・木・金(土日祝日除く)
9:00~15:00